

## PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会設置要綱

### (目的)

第1 豊田PCB廃棄物処理事業等に係る広域調整に関して、安全の確保及び運搬調整を図るため、「PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2 協議会は、別紙の会員の担当課室長、特別会員及びオブザーバーをもって構成する。

2 協議会に、会長1名、副会長2名及び監事1名を置き、会員の互選によって選出する。

### (協議会の事務)

第3 協議会は、次の事項を検討する。

- (1) PCB廃棄物処理の安全対策に関する事項
- (2) PCB廃棄物の収集運搬に関する事項
- (3) PCB廃棄物処理計画に関する事項
- (4) その他PCB廃棄物の処理に関する重要事項

### (運営)

第4 会長は、この協議会を代表し、協議会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

4 協議会は、会員の2/3以上の出席で成立し、議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決する。

### (経費)

第5 協議会の運営に必要な経費は、会員の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、毎年度協議会において定める。

### (会計年度)

第6 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (予算及び決算)

第7 協議会の収支予算は、協議会において定め、収支決算は、監事の監査を経て、年度終了後速やかに、協議会において承認を得るものとする。

(事務局)

第8 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 協議会の事務局は、愛知県環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室内に置く。

(雑則)

第9 この規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附則

この要綱は、平成15年5月23日から施行する。

この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

会員

岐阜県

静岡県

愛知県

三重県

岐阜市

静岡市

浜松市

名古屋市

豊橋市

岡崎市

豊田市

一宮市

特別会員

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

オブザーバー

環境省